

### ■消費生活モニターを募集します

市では、平成31年度稚内市消費生活モニターを募集します。

#### 謝礼

年額3万円相当(年2回に分けて支給)

#### 募集人員

6人

#### 募集期限

2月20日(水)

#### 選考方法

年齢、家族構成、地域・調査店舗等を考慮して選考します。

#### 内容

生活関連物資の価格、出回り状況の月例調査、報告(毎月20日、47品目)

食料品に表示されている内容量が適正かどうか調査する「試買量目調査」やアンケートなど、消費生活の安定向上のための施策等への協力

#### 申し込み・問い合わせ

市くらし環境課市民生活グループ

☎23・6413

任期/平成31年4月1日、翌年3月31日

### ■稚内市スポーツ推進委員を募集します

市では、スポーツに関して深い関心や理解があり、ボランティア精神と熱意でスポーツの実技指導や市が主催するスポーツ事業への協力、助言を行うことができる方、スポーツに興味がある方を稚内市スポーツ推進委員として募集します。

#### 募集人数

30人以内

#### 勤務形態

非常勤

#### 任期

2年(2019年5月1日～2021年4月30日)

#### 報酬

年間2万円

#### 職務内容

スポーツの実技指導、スポーツに関する企画・指導・助言など

#### 選考方法

書類審査、面接

#### 応募資格

①稚内に在住で、2019年5月1日現在、満20歳以上の方  
②スポーツ・レクリエーション及び地域活動に興味・関心がある方

#### 応募期間

3月31日まで

#### 応募方法

申込書を市社会教育課へ直接または郵送で提出してください。

※申込書は、市社会教育課にあります。また、市ホームページからダウンロードできます。



### ■国際女性デー稚内集会を開催します

3月8日は国際女性デーとして、世界各地で女性の問題や平和、環境などについて様々な取り組みが行われています。

2019年国際女性デー稚内集会では、「若いお母さんを支える街づくりを一人を長い道のりとして生きる」をテーマに講演を行います。

多くのご参加をお待ちしています。

#### 場所

総合文化センター 小ホール

#### 参加料

500円(大学生以下無料)

#### チケット取り扱い場所

総合文化センター、(有楽器の白金堂)

#### 講師

倉洋子さん(北地区民生児童委員)

#### 問い合わせ

2019年国際女性デー稚内集会実行委員会事務局(曾我部)

#### 日時

3月2日(土) 13時30分～15時30分

### ■「稚内市勤労者共済会」会員募集中!

稚内市勤労者共済会では、市内の事業所で働く人々が安心して働ける環境づくりと雇用の安定を図ることで、事業所の発展と振興に寄与することを目的として、給付金の種類

万が一の死亡や重度障がい、火災などの住宅災害見舞金や結婚・出産に対するお祝い金もあります。

#### 福利厚生事業

会員家族交流会の開催、文化スポーツ鑑賞や水夢館利用の助成、健康診査・インフルエンザ予防接種への助成、全福センター割引協定施設の利用など

#### 入会資格

市内の事業所に勤務する満15歳以上の方(事業主、従業員、パートの方が対象です)

※事業所単位で申し込みください。

#### 会費(月額)

1人400円(入会時のみ入会金100円別途必要です)

※会費は、税法上の必要経費・損金として認められます。

#### 申し込み・問い合わせ

稚内市勤労者共済会事務局(市水産商工課商工労働グループ内)

☎23・6467

### ■早期返還へ!署名にご協力ください

1月21日～2月20日は「北方領土の日」特別啓発期間です。

わが国固有の領土である北方四島(歯舞群島、色丹島、国後島、択捉島)の早期返還実現のため、各種啓発活動や署名運動などが行われています。

本市でも、市役所1階受付において署名簿を設置しています。市民の皆さんのご協力をお願いします。

#### 問い合わせ

市総務防災課総務グループ

☎23・6235



### ■公共下水道排水設備指定工事店の指定申請制度が変わります

稚内市内で下水道に接続する排水設備工事を行うには、排水設備指定工事店として指定を受ける必要があります。

平成31年3月1日から、指定制度が変わりますので、排水設備指定工事店として指定を受ける方はご注意ください。

#### 指定要件

・稚内市内に営業所があること

#### 指定期間

5年

#### 申請手数料

新規申請:2万円  
更新申請:1万円

※申請用紙は市ホームページまたは、市環境水道部水道施設課にあります。詳細は問い合わせください。

#### 申請・問い合わせ

市水道施設課下水道グループ  
☎23・6509

・成年被後見人もしくは被保佐人または、破産者でないこと

・責任技術者及び設備工が各1名以上専属していること。または、責任技術者が2名以上専属していること

・工事の施工に必要な設備及び器材を有していること

※建設業法による管工事業の許可が不要になりました。